

## 門真市住宅・建築物耐震化促進事業に係る協力事業者登録要領施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、門真市住宅・建築物耐震化促進事業に係る協力事業者登録要領（以下「要領」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(登録申請)

第2条 要領第4条第2号の規定による申請は、門真市住宅・建築物耐震化促進事業に係る協力事業者登録申請書に次に掲げる図書を添付し、行わなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明
- (3) 建築士事務所登録が確認できる書面の写し
- (4) 大阪府消費者保護条例（昭和51年条例第84号）第12条第2項に規定する自主行動基準の写し
- (5) 耐震診断技術者証の写し
- (6) 業務実績書（細則様式1）
- (7) 誓約書「門真市暴力団排除条例施行規則第3条関係」（細則様式2）
- (8) 誓約書「要領第3条第1項第8号関係」（細則様式3）
- (9) 工事保険に加入していることが確認できる書面の写し
- (10) 住宅リフォーム瑕疵担保責任法人へ登録していることが確認できる書面の写し
- (11) その他市長が必要と認める図書

附 則

この細則は、平成30年3月5日から施行する